

災害時におけるブロック塀等の安全対策の実施に関する協定

締 結 式

日 時：令和5年1月17日（火）

13：30～14：00

場 所：県庁舎北棟3階 県土整備部長室

次 第

1 出席者紹介

2 協定書交換

3 あいさつ

・青森県

県土整備部長 宮本 健也

・一般社団法人青森県エクステリア協会

会長 中川 和彦 氏

4 写真撮影

・県土整備部長と会長

・部長・課長と一般社団法人青森県エクステリア協会関係者

災害時におけるブロック塀等の安全対策の実施に関する協定について

ブロック塀の倒壊により、昭和 53 年の宮城県沖地震で 16 人が死亡したことを受け、昭和 56 年に建築基準法施行令の改正による規定の強化がなされたものの、平成 17 年福岡県西方沖地震で 1 人、平成 28 年熊本地震で 1 人、平成 30 年の大阪北部地震で 2 名の死者が発生しています。

県としても、これらの被害を受け国から示された既設の塀の安全点検のチェックポイントを活用するなどし、所有者等への注意喚起の実施や、令和 2 年度からのブロック塀の安全対策に対する補助金の創設などの取組みを推進してきたところです。

この度、災害時における対応について一層の強化を図るため、一般社団法人青森県エクステリア協会と災害時におけるブロック塀等の安全対策の実施に関する協定を締結するものです。

1 協定の相手方

一般社団法人青森県エクステリア協会*

○これまでの県への協力

所有者等からの相談等があった際の対応、青森県建築物等地震対策連絡協議会における講演等

会 長：中川 和彦

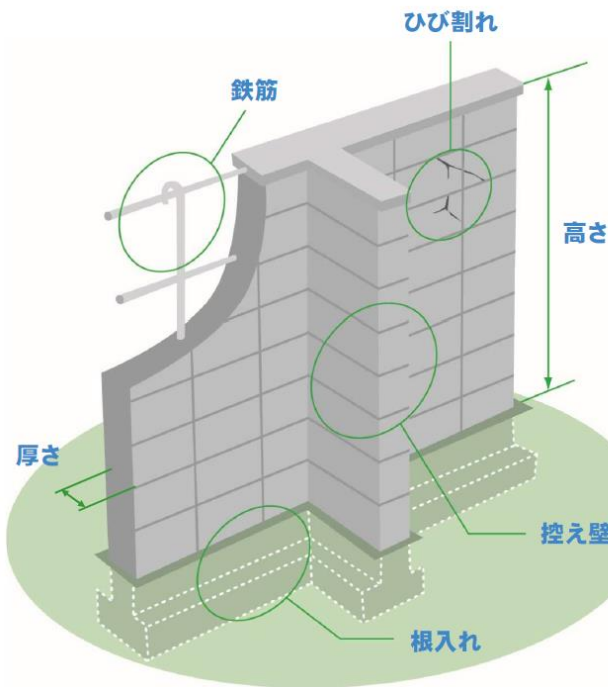
所在地：青森市堤町二丁目 14 番 1 号 株式会社奥崎工業所内

※1 公益社団法人日本エクステリア建設業協会青森支部を前身とし、令和 2 年 6 月に創設された法人（会員 11 社）

2 協定の概要

災害等による被災したブロック塀等の倒壊による二次災害を防止して住民の安全の確保を図るため、県の要請により一般社団法人青森県エクステリア協会の会員であるブロック塀診断士（現在 11 名）が、緊急輸送道路、避難所又は通学路等にあるブロック塀等の被害状況の調査、二次災害発生危険の危険の程度の判定及び表示を行うことに関して必要な協力を行うものです。

参考：同様の協定は全国初



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

■ ブロック塀に関する市町村の役割と対応フロー

別紙 1

各市町村住民からのブロック塀に関する相談等については、青森県建築物等地震対策連絡協議会の各市町村担当課を窓口とさせていただきます。
相談の内容としては、①自己所有のブロック塀についての問合せ、②ブロック塀の基準等についての問合せ、③自己所有以外のブロック塀についての通報、④専門家への依頼(紹介含む)が想定されますが、対応については、下図フローを参考にしてください。

